奄美市公式キャラクター デザインガイドライン



奄美市公式キャラクター



- 1 プロフィール (P2)
- 2 色指定について (P3)
- 3 ポーズ集 (P4)
- 4 デザインのきまり (P6)
- 5 使用について (P7)

キャラクター使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に奄美市へ申請し、許可を受ける必要があります。このガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

1プロフィール

♣ キャラクタープロフィール



「コクトくん」

名前の由来:黒兎と黒糖から

性別:オス

性格:基本的にぼんやりしているが、 自然保護

などについては厳しい面も。

好物:黒糖を使ったスイーツ、 黒糖焼酎

好きな色:黒と白

趣味:三味線

誕生秘話:もともとは普通のアマミノクロウサギだったが、交通事故に遭い、瀕死のところを奄美大島の大自然パワーに助けられて妖精として復活した(おなかの腹巻は交通事故のケガを隠している)。妖精なので不思議な力を秘めているが、普段は交通安全と野生動植物の保護を訴えながら奄美の山で静かに暮らしている。

₩ サブキャラクター



「ロビンちゃん」コクトくんのお友達

名前の由来:アカヒゲの英名 Ryukyu Robin から

性別:メス 性格:しつかり者。 好物:奄美産の野菜・くだもの

好きな色:赤(朱色) 趣味:歌うこと 誕生秘話:もともとはアカヒゲ(鳥)だった。

コクトくんがひとりぼっちだったときに、 アカヒゲを見て 『あんなお友達がほしい』と念じていたら、 コクトくんの妖精パワーでロビンちゃんに変身させてしまった。 普段はコクトくんのお友達として遊び相手になってい

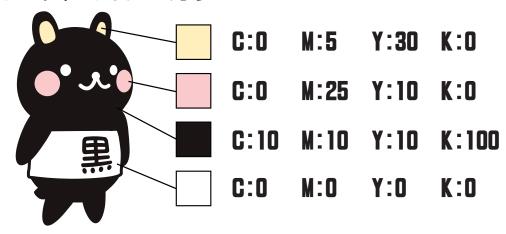
る。アカヒゲだったころの記憶はないが、歌うことは忘れていない。



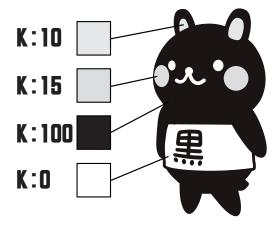
2 色指定について

● 色指定について

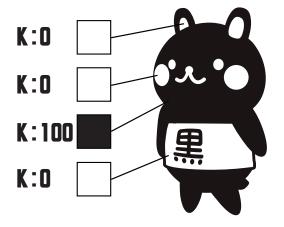
●コクトくんフルカラー CMYK



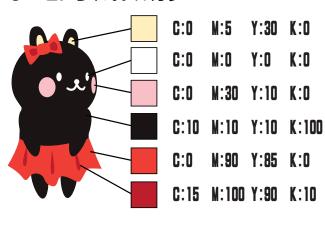
● コクトくんグレースケール



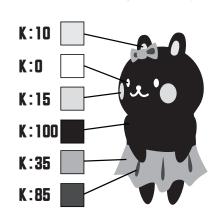
● コクトくんモノクロ 2 階調



● ロビンちゃんフルカラー CMYK



● ロビンちゃんグレースケール



3 キャラクターポーズ集(1)

★ キャラクターポーズ集 (コクトくん)



- ※「兎」の文字が入っていない前向きのイラストは反転して使用することができます。
- ※拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能ですが、縦横の比率を変えてはい けません。

3 キャラクターポーズ集(2)

★ キャラクターポーズ集 (ロビンちゃん)



※ロビンちゃんは左右非対称なので、反転の使用はできません。

※拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能ですが、縦横の比率を変えてはいけません。

4 デザインのきまり



キャラクターデザインを使うときは

- ●キャラクターのデザインを使用する場合には、下記の事項を遵守し てください。
- (1) 使用にあたっては、定められた絵柄、色彩等を遵守すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なわないこと。
- (3) キャラクターの下部等適切な位置に「奄美市公式キャラクター コクトくん」と 表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが奄美 市の著作物であることを示す「© 奄美市」、「©Amami City」の表示をもっ て代えることができる。
- (4) 上記の(3) を含め、イラストと同時に使用する文字列は丸ゴシック体、またはこ れに類似する書体を用いること。
- (5) 拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能とする。ただし縦横の比率 を変えないこと。
- (6) キャラクターのふきだしなどに特定の商品、又は事業所等の名称を用いるこ とはできません。また、キャラクターのイメージに合わない内容も禁じます。 (キャラクターにしゃべらせたり、看板等を持たせる場合には必ず事前に内容 を申請し、許可を得ること。)



🗫 使用不可の例

縦横の比率を変える



色や文字を変える



表情を変える



まぎらわしい文字列・名称を並べる



腹巻をとる



5 キャラクター使用規定(概要)



使用規定の概要 詳細は「奄美市公式キャラクター使用取扱要領」をご覧ください。

- ●キャラクター使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事 前に奄美市への申請し、許可を受ける必要があります。ただし、下記に いずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- (1) 奄美市又は奄美市教育委員会が主体的に実施する事業において使用するとき。
- (2) 国又は鹿児島県等の公的団体が使用するとき。
- (3) 市立小中学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4)報道機関が報道目的で使用するとき。
- (5) その他市長が認めたもの。
- ●次の場合には、使用できません。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めら れるとき。
- (3) 特定の商品、又は事業所等のためのキャラクターと混同される使用内容である場合。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 奄美市、若しくはキャラクターの品位を損なう使用内容である場合。
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) デザインのきまりが守られていないとき。
- (8) その他市長が使用について不適当と認めたとき。
 - ※上記に反した場合は、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止し た際に発生する損害・費用に対し、奄美市は一切負担いたしません。
 - ※キャラクターデザインの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。
 - ※申請の手続、及び詳細については、「奄美市公式キャラクター使用取扱要 領」をご覧ください。
 - ※不明な点は奄美市役所企画調整課までお問い合わせください。



奄美市公式キャラクター デザインガイドライン



〒 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

TEL: 0997-52-1111 FAX: 0997-52-1001

mail: info@city.amami.lg.jp

website: http://www.city.amami.lg.jp/